

# 県民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症は、急速な勢いで世界に広まっており、日本国内でも感染が多数報告されています。岐阜県内でも2月26日以降、陽性患者を確認しています。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報をご確認いただき、感染予防に努めてください。風邪の症状や発熱が続く方や強いだるさや息苦しさがある方は、医療機関の受診前に下記の相談窓口へご連絡ください。

岐阜県では、以下の体制で相談・検査・治療に対応しています。

## ①相談窓口

保健所	電話番号	FAX
県庁 保健医療課	058-272-8860	058-278-2624
	Email c11223@pref.gifu.lg.jp	
岐阜保健所	058-380-3004	058-371-1233
西濃保健所	0584-73-1111 (内線273)	0584-74-9334
関保健所	0575-33-4011 (内線360)	0575-33-4701
可茂保健所	0574-25-3111 (内線358)	0574-28-7162
東濃保健所	0572-23-1111 (内線361)	0572-25-6657
恵那保健所	0573-26-1111 (内線258)	0573-25-1174
飛騨保健所	0577-33-1111 (内線309)	0577-34-8327
岐阜市保健所	058-252-7191	058-252-0639
岐阜市中市民健康センター	058-252-0632	058-252-0638
岐阜市南市民健康センター	058-271-8010	058-271-8014
岐阜市北市民健康センター	058-232-7681	058-232-7683

### ※ 受付対応時間

県庁保健医療課・岐阜市保健所は、平日・休日ともに9時～21時まで  
それ以外は、平日9時から17時まで。（ただし、症状のある方の相談は、県下8保健所で24時間電話呼び出し対応）

### 受診・調整

発熱・咳などの呼吸器症状があり、  
新型コロナウイルスの感染が疑われると判断された方

## ②帰国者・接触者外来による診察

県内医療機関（23箇所）

医師の総合的な診察により、  
新型コロナウイルスの感染が強く疑われると判断された方

## ③検体採取・就業制限の勧告

保健所職員による検体搬送

## ④検査（最大検査件数 80件/日）検査機関：県保健環境研究所、岐阜市衛生試験所

検査により陽性反応が出た方  
（新型コロナウイルスの陽性患者）

## ⑤入院治療

感染症指定医療機関（5箇所：30床）など、  
感染防御対策が確実に取られている医療機関

## 海外へ渡航された皆さまへ

海外からの帰国者の方は、渡航先に関わらず、少しでも容体に異常がある場合は、速やかに帰国者・接触者相談センターへご連絡をお願いします。

## 海外へ渡航される皆さまへ

外務省は新型コロナウイルス感染症の発生状況に応じて、一部の国・地域に、渡航の中止や不要不急の渡航を止めるよう呼びかけています。

渡航先の詳細については、外務省ホームページの海外安全情報をご確認ください。



「海外安全情報」  
外務省ホームページ

現在、日本からの渡航者・日本人に対して入国制限措置及び入国・入域後の行動制限を実施している国・地域があります。

詳細については、外務省ホームページでご確認ください。



「日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限」  
外務省ホームページ

## 生活必要物資等の消費について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、県内でもトイレットペーパーやティッシュペーパー等が不足するという誤った情報がSNSなどで出回り、買い占め騒ぎが発生しています。

製品のほとんどは国内で生産されており、不足することはないと確認しております。

県民の皆様におかれましては、風評や噂など事実に基づかない誤った情報に惑わされずに、冷静な対応、行動をとっていただくようお願いします。

■ 問合せ先 県庁県民生活課 TEL 058-272-8196

■ 情報の入手先 経済産業省ホームページ  
岐阜県ホームページ

経済産業省

検索

岐阜県消費者の窓

検索

## 生活福祉資金貸付制度の特例貸付について

岐阜県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症による休業や失業等を理由に一時的な資金が必要な方を支援するため、生活福祉資金貸付制度について、特例措置を設け、3月25日から7月末（予定）まで借入申込みを受け付けます。

### ①主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行う。

#### ■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。

#### ■ 貸付上限額

- ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合 → 20万円以内
- ・その他の場合 → 10万円以内

■ 据置期間 1年以内 ■ 貸付利子 無利子

■ 償還期限 2年以内 ■ 保証人 不要

■ 申込先 市町村社会福祉協議会

### ②主に失業された方向け（総合支援資金※）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行う。  
※総合支援資金のうち、生活支援費

#### ■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。

#### ■ 貸付上限額

- ・2人以上 → 月20万円以内
- ・単身 → 月15万円以内

※貸付期間 原則3か月以内

■ 据置期間 1年以内 ■ 貸付利子 無利子

■ 償還期限 10年以内 ■ 保証人 不要

■ 申込先 市町村社会福祉協議会

#### ■ 問合せ・相談先

岐阜県社会福祉協議会 TEL 058-273-1111（内線2513, 2514）

市町村社会福祉協議会

## 県有文化施設の対応

下記の施設については、3月末まで以下のとおりの対応となります。

### (1) 県図書館

○一部サービス利用休止

閲覧室：利用停止

図書貸出：インターネット予約を新たに開始。インターネット予約のみ貸出対応

○貸館（小ホール）：予約者に対して、延期・中止又は規模縮小を働きかけ

○イベント：開催しない

### (2) 県美術館、県博物館、県現代陶芸美術館、高山陣屋、空宙博

○展示室：通常開館対応

○イベント：開催しない

### (3) 県先端科学技術体験センター（サイエンスワールド）

○イベント（指定管理者主催）：開催しない

### (4) OKBふれあい会館、ぎふ清流文化プラザ、飛騨・世界生活文化センター

○貸館（100人以上収容可能な各種ホール・大会議室等）

予約者に対して、延期・中止又は規模縮小を働きかけ

○イベント（指定管理者主催）：開催しない

## 主な県有スポーツ施設の対応方針

下記の施設について、3月末まで休館・一部利用停止となります。

- 岐阜メモリアルセンター（トレーニング室、水泳場、庭球場）
- 御嶽濁河高地トレーニングセンター（トレーニング室）
- 川辺漕艇場（トレーニング室）
- クリスタルパーク恵那スケート場（トレーニング室）
- 福祉友愛プール
- 福祉友愛アリーナ

## イベントの開催について

3月末までに開催を予定していた県主催、または、県が関与するイベント等は、政府の方針に従って、原則、中止、延期、または規模縮小の対応を実施しています。

イベントの開催の有無については、各主催者へお問い合わせください。